

7 練福障第10799号
令和 7 年10月 2 日

地域生活支援事業実施事業者 様

練馬区福祉部
障害者サービス調整担当課長
塚本 佳芳里
(公印省略)

地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）
実施事業者登録の更新について（ご案内）

日頃から、練馬区の障害福祉施策にご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、当区の地域生活支援事業実施事業者の登録有効期間が、令和 8 年 3 月31日にて終了します。登録有効期限までに登録の更新がない場合は、その期間の経過をもって登録の効力を失います。

つきましては、下記のとおり事業者登録の更新申請のご案内を申し上げます。

記

1 登録更新申請要件

令和 7 年10月 1 日現在、練馬区の移動支援事業・日中一時支援事業の事業者登録を行っている事業者

2 登録単位

事業所ごとの登録

3 申請必要書類

- (1) 地域生活支援事業者登録申請書【第 2 号様式】（同封のもの）
- (2) 運営規程
- (3) 事業所の利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (4) サービスに従事する者の勤務体制および勤務形態（1 か月の出勤表）
- (5) サービスに従事する者の資格が確認できるものの写し（移動支援のみ）
- (6) 事業所の平面図（日中一時支援のみ）
※日中一時支援事業で使用する場所、広さ（平米数）をご記入ください。
※広さは利用者一人当たり 4 平方メートルです。
- (7) 障害福祉サービス事業所の指定通知書の写し
- (8) 地域生活支援事業者登録の申請に係る提出書類一覧（同封のもの）

【申請書類早見表】

	申請書類	移動支援	日中一時
1	地域生活支事業者登録申請書	○	○
2	運営規程	○	○
3	事業所の利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	○
4	サービスに従事する者の勤務体制および勤務形態 (1か月の出勤表)	○	○
5	サービスに従事する者の資格が確認できるものの写し	○	×
6	事業所の平面図	×	○
7	障害福祉サービス事業所の指定通知書の写し	○	○
8	地域生活支援事業者登録の申請に係る提出書類一覧	○	○
申請書類合計数		7点	7点

※收受印を押印した申請書控えを希望される事業者におかれましては、切手を貼った返信用封筒と申請書のコピーを同封してください。

※申請される際には、事業者保管用として提出書類一式の写しを保存してくださいますようお願いいたします。

4 提出期限および提出方法

令和8年1月9日（金）必着。郵送またはメールでご提出ください。

なお、メールでご提出される場合はパスワードをかけてください。

5 登録通知

登録完了後、地域生活支援事業者登録通知書を送付します。

6 登録有効期間

令和8年4月1日～令和14年3月31日（6年間）

7 その他

- (1) 事業者登録の関係書類は練馬区ホームページからダウンロードできます。

練馬区トップページ>保健・福祉>障害のある方>事業者向け>

指定・登録関係>移動支援事業・日中一時支援事業の更新関係申請書等（令和8年3月）



こちらから資料をダウンロードできます

- (2) 登録情報は練馬区ホームページに掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

8 提出先および問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区福祉部障害者サービス調整担当課事業者支援係

電話 03-5984-2825（直通） FAX 03-5984-1215

メール SHOGAICHOSEI@city.nerima.tokyo.jp